障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十条第一項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を更新しました。

平成二十五年五月十日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	更新年月日
医療法人こうあんこうあん診療所	奈良市三条大路一―一―九〇　奈良セントラルビル一階	平成二十五年四月一日
社会福祉法人恩賜財団済生会中和病院	桜井市阿部三二三	平成二十五年四月一日
近畿大学医学部奈良病院	生駒市乙田町一二四八―一	平成二十五年四月一日

二　薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	更新年月日
堀江薬局	大和高田市本郷町一〇―二六	平成二十五年六月一日
しまうま薬局	橿原市上品寺町二〇四―一	平成二十五年七月一日

三　指定訪問看護事業者等

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	更新年月日
医療法人康仁会	奈良市六条町一〇二―一	西の京訪問看護ステーションかがやき	奈良市六条町九九―二	平成二十五年四月一日
医療法人橿原友紘会	橿原市石川町一一七―二	訪問看護ステーションひのか	橿原市石川町八一	平成二十五年四月一日